

セルフメディケーション税制における一定の取組とその証明書

セルフメディケーション税制の申請にあたって、国保特定健診等を受診したことの証明書を取得しなくても良い場合があります。証明書の申請に先立って、下のフロー図をご確認ください。

インフルエンザの予防接種 又は 肺炎球菌感染症の定期接種を受け、その証明がある

はい

領収書 又は 予防接種済証でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要です。)

いいえ

区市町村が実施するがん検診を受診し、その証明がある

はい

領収書 又は 結果通知表でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要です。)

いいえ

国保特定健診を受診した、もしくは
人間ドック受診助成金の交付決定を受けた

【国保特定健診を受診した方】

- ① 結果通知が手元にある場合
→ 結果通知でお手続きできます。
(国保特定健診等を受診したことの証明書は不要です。)
- ② 結果通知が手元にない場合
→ 別紙の申請方法で証明書を申請してください。

【人間ドック受診助成金の交付決定を受けた方】

別紙の申請方法で証明書を申請してください。

問合せ先

大田区 国保年金課 国保保健事業担当【区役所4階 25 番窓口】

電話 03-5744-1393

FAX 03-5744-1516